

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人シーズネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 後志報恩会

代表者氏名: 理事長 阪口 光男

所在地: 〒047-0156 北海道小樽市桜4丁目6-2

TEL 0134-51-5217

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1. 福祉サービスの継続性と地域生活支援の取組

「施設から地域生活へ」という方針は開設当初から一貫して、施設入所者のグループホームへの移行に取り組んできている。また、グループホームから普通の地域生活へと移行できるように法人として小樽地区の受け皿を計画的に整備しており、日中活動などもバラエティに富んだ内容を用意し、利用者の障害の特性にあったライフステージを提供している。また、地域での生活がこれまでの生活の質と変わりなくできるように家賃を含む生活費についても支援してきている。

2. 地域との交流の展開

法人理念に「福祉コミュニティ」を掲げ、地域との関わりを重要視している。コロナ禍前は、お祭りの縁日の出店で作品販売や地域の町内会の文化祭での作品展示など交流してきたり、学園祭(和光フェスティバル)では学生ボランティアを受け入れたり、地域のボランティアサークルの方と一緒に調理をしたりしていた。コロナ禍の中でも、町内の「ちょこっとカフェ」の事業に協力していたり、近隣の他法人知的障害福祉サービス事業所と町会の三者共同で、町会での映画の上映や「わらしゃんど倶楽部」という町内の子ども活動など新たな地域交流の取組を行っている。地域の清掃活動も継続している。

3. 利用者が気持ちよく生活を送ることのできる日常的な支援

利用者の思いや気持ちを聞く機会として「よりあい」を月に1度開催し、そこで出された要望でできることについては速やかに対応している。休日の外出などにも対応できるよう施設独自に同行援助のボランティアを養成して対応している。食事は利用者の障がい特性に配慮し、時間をずらして食事を提供するなどしている。入浴は3つの形態を用意し自立度に応じて対応し、シャワーは毎日利用できる。エアコンも整備され、居心地の良い空間づくりをしている。また、習い事やダンスなど外部講師の積極的活用を図るなどして、余暇の充実に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 福祉サービスの質向上に向けた取り組みの強化

福祉サービス事業所として取り組むべき自己評価を定期的実施する仕組みが整備されていない。自己評価基準は行政の指導監査様式を準用しており、また評価にあたっての手順を定めておらず、自己評価は形式的なものとなっている。法人としても、その状況を改善するために第三者評価を受審することとしたので、今後は、受審による評価結果を吟味して、自己評価を継続して行う仕組みづくりを期待したい。

2. 職員の育成・教育のシステムづくり

職員を計画的に外部研修に参加させるなどの取組はしているが、職員一人ひとりの育成に向けた個別の目標設定とそれに基づく具体的な研修計画の作成には至っていない。今後は階層別や職種別に必要とされる専門知識や技術などを明示し、法人が実施している人事評価に合わせ個別の目標設定と研修計画が一体となったスキルアップ、キャリアアップのシステム作りが望まれる。

3. 利用者の意思決定支援への積極的な取組

月1度開催する「よりあい」や日常的な活動の場で利用者の意向を十分に聞いてはいるが、社会活動への参加が高齢化や安全面の配慮から制限されることもあり、幅の広い年齢の利用者がいる中でニーズに対して支援が応えられない場面もでてくる。選択の自由と社会参加の具体化について今一度見直し、その実現に向けた課題を明確にし、少しずつ支援の幅を広げていくことを期待したい。

4. 利用者の権利擁護のさらなる徹底

法人として、利用者の権利擁護を最重要課題と捉え職員研修なども徹底しており、施設としても虐待防止セルフチェックを定期的に行うなど取組んでいることは評価できるが、利用者に対してどのようなことが権利侵害にあたるのかなどの周知が十分ではない。虐待の予防は利用者側からの発信も重要であるので、今後は、利用者に権利侵害とはどのようなことかなど具体的な内容を示し理解を促す取組を期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

■当該事業所では今回で3回目の第3者評価となります。この度の評価におきましてはコロナ禍の影響を受け評価開始から2年以上の歳月を要しました。そのため、評価期間中に人事異動や入・退職もあり、評価を進めるにあたっては多くのご負担をおかけしてしまったと思っております。

■前回、評価を受けてからは既に10年が経過しており、この間には、多くの人材が入れ替わり、差別解消法、虐待防止法の制定もあり、施設運営及びサービス提供を取り巻く環境は、前回評価時より大きく更新されている事から、前回比較はせずに法人が目標としている「利用者一人一人の豊かな暮らしの実現」に寄与し続けることができているかという観点で、素直な現状検証として見る事ができました。

■評価の中身においては納得のできる部分と更に認識を深めるべき部分がある事が解り、日常のサービス提供場面や事業運営面において活かすべき内容、もっと見識を深めるべき内容として整理しやすくなりました。ご指摘いただきました「改善が求められる点」をはじめ、「高い評価」をいただいた点も含め、利用者のニーズや状態の変化に適応したサービスの更新を自ら検証と見直しを行う事によって、より高いクオリティを目指した実践の積み重ねができるよう、サービス提供及び環境整備に具体的な内容として反映させてまいりたいと思っております。

■第3者評価を受けることによって事業所の中長期戦略と単年度の事業計画にも反映させるべき気づきも得られ、常に鮮度が保たれた実践で応えていけるよう心を新たにさせていただく等、実践に向けた意欲までいただいた気がしております。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」とおり